

# 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の 納付額確認書を発行します

☎総務財政部税務課(庁舎1階) 担当:鷹尾実和 ☎43-0397

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、所得税や市・県民税を算定する際に、社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告では、平成30年1月1日から12月31日までの納付額を申告してください。

平成30年中の納付合計額の確認や勤務先への提出のために、納付額確認書【普通徴収分(納付書、または口座振替により納付した分)】の発行を希望される方は、各納付額確認書の発行窓口までお問い合わせください。

なお、公的年金から国民健康保険税等が特別徴収(天引き)されている方で、確定申告をされる方は、日本年金機構等から平成31年1月下旬ごろに届く源泉徴収票で申告してください。

※領収証書等で納付額を確認できる方は、納付額確認書がなくても、確定申告が可能です。

## 発行に必要なもの

来庁者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

**1点でよいもの** 公的機関が発行した顔写真付きの証明書

例 運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カードなど

**2点必要なもの** 健康保険証、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証など

別世帯の方が申請される場合 → 委任状

国民健康保険税の納付額確認書を発行する場合 → 納税者の個人番号を確認できるもの

例 マイナンバーカード、個人番号通知カードなど

|      |            |                  |          |
|------|------------|------------------|----------|
| 発行窓口 | 国民健康保険税    | 総務財政部税務課(庁舎1階)   | ☎43-0397 |
|      | 介護保険料      | 健康福祉部高齢介護課(庁舎1階) | ☎43-0440 |
|      | 後期高齢者医療保険料 | 市民協働部保険医療課(庁舎1階) | ☎43-0501 |

※2種類以上の納付額確認書が必要な場合は、市民協働部市民課(庁舎1階)にお申し出ください。

## STOP 滞納!! 12月は市税等の滞納整理強化月間です

下水道利用者の負担の公平性を保つため、7月に続き12月を「滞納整理強化月間」とし、日中だけでなく、夜間も滞納者宅を訪問し、滞納料金の回収と納期内納付の厳守、自主納付についての催告を徹底します。

督促にも関わらず、料金を納付しない滞納者には『給水停止処分』を執行します。給水停止処分は、滞納額の全額を納付しない限り、絶対に解除しません。給水停止処分により、いかなる損害が生じて、市は一切の責任を負いません。

給水を停止してもなお、納付しない場合は、法的手続きのうえ、給与や預金などの財産を差し押えます。水道料金や下水道使用料は、施設の維持管理や利用者サービスなど、事業運営のための大切な財源です。納期限までに必ず納付してください。

平成30年7月の滞納整理強化月間成果

|      |                                                    |
|------|----------------------------------------------------|
| 催告件数 | 65件                                                |
| 徴収金額 | 給水停止予告書によるもの<br>888,588円<br>訪問徴収などによるもの<br>61,388円 |



## 滞納整理状況 ※平成30年度は4月～9月

| 期間     | 文書督促   | 文書催告 | 電話催告 | 訪問徴収 | 給水停止予告 | 給水停止執行 |
|--------|--------|------|------|------|--------|--------|
| 平成29年度 | 5,350件 | 368件 | 314件 | 628件 | 2,386件 | 388件   |
| 平成30年度 | 2,333件 | 157件 | 92件  | 225件 | 2,295件 | 147件   |

失業や病気など予期しない事情により、一時的に納めることが困難な場合は、そのまま放置せず、すぐにご相談ください。やむを得ない事情と客観的に認められる場合に限り、納付誓約による分割納付などの猶予措置をとる場合があります。

水道料金・下水道使用料の納付は、便利でポイントも貯まるクレジットカード納付がおすすめです。

※上下水道部管理課窓口で登録手続きをお手伝いしています。詳細はお問い合わせください。

☎上下水道部管理課(庁舎3階) 担当:北島恭子 ☎43-0533 ☎水道お客さまセンター(庁舎3階) ☎43-0539

## 児童扶養手当の全部支給所得制限 限度額の引き上げ

児童扶養手当には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。12月支給分(8月から11月分)の手当から、全部支給の対象となる方の所得制限限度額が下表のとおり引き上げられました。

※一部支給、および扶養義務者等の所得制限限度額に変更はありません。

| 等<br>の<br>数<br>(人) | 受給者本人の前年所得   |              |
|--------------------|--------------|--------------|
|                    | 全部支給         |              |
|                    | 旧 平成30年7月分まで | 新 平成30年8月分から |
| 0                  | 190,000円     | 490,000円     |
| 1                  | 570,000円     | 870,000円     |
| 2                  | 950,000円     | 1,250,000円   |
| 3                  | 1,330,000円   | 1,630,000円   |
| 4                  | 1,710,000円   | 2,010,000円   |

☎健康福祉部福祉総務課(庁舎1階)  
担当:藤井智華子 ☎43-0408

## 農地に関するお知らせ

### 農地の適正な管理について

遊休農地の有効利用や転用後の土地利用について、状況に応じた対策を進めるために、毎年7月と11月に農地パトロールを実施しています。農地を放置すると、雑草が繁殖したり、病害虫が発生したりと、耕作可能な状態に戻すには大きな労力が必要です。遊休農地を減らし、限りある農地を有効活用するために、適正な管理にご理解・ご協力をお願いします。

☎農業委員会(庁舎3階)  
担当:松岡輝 ☎43-0528

### 農地の貸借について

農業の後継者が不足する中で、将来はどうなるか...と不安を抱える方も多いのではないだろうか。農業を継続することが困難な場合や、相続で農地を取得したが耕作をしていない等で農地を活用できない場合は『利用権設定等促進事業』を活用した農地の貸し借りを検討ください。制度の詳細は、産業振興部農政課にお問い合わせください。

☎産業振興部農政課(庁舎3階)  
担当:吉田彰宏 ☎43-0518



## 協働のまちづくりで 加東市を元気に!!



### 出店者の声

地域の方とたくさん交流ができて、自分の取り組みを知ってもらえて良かったです!



▲ぶちマルシェ



▲デコ巻き寿司教室

自分の取り組みや活動を知ってもらいたいけど、子育てや家事、仕事を両立しながら、イベントの企画・運営は、難しいと思っているみなさん! まちの拠点づくりコンソーシアムと一緒に実現しませんか?

まちの拠点づくりコンソーシアムでは、そんなみなさんと連携してイベント等を開催し、まちのにぎわいづくりに取り組んでいます。

これまで、デコ巻き寿司教室や木工教室、アクセサリ作成などのワークショップを行うぶちマルシェなど、人と人とのつながりを強く感じられる様々なイベントを企画し、開催してきました。

ご興味のある方は、お気軽に、まちの拠点づくりコンソーシアムにお問い合わせください。



▲木工教室

## CONTACT

☎まちの拠点づくりコンソーシアム(やしろショッピングパークBio2階 多目的ホール)  
担当:藤原知子 ☎080-3787-5254 ✉itoko.kato@gmail.com